令和８年度本渡瀬戸航路標高測量

特記仕様書

令和８年１１月

国土交通省九州地方整備局

熊本港湾・空港整備事務所

１．業務概要

本業務は本渡瀬戸航路の検潮所について、電子基準点から本渡検潮所の付属港湾B.M、球分体、錘測基点等の位置・高さを測定するものである。

２．測量場所

天草市大門地先

３．履行期間

契約締結日から令和９年３月１７日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇は休日として設定している。

４．業務用基準

基準面：当局職員の指示による。

基準点：当局職員の指示による。

５．業務内容

項　　目	規格・形状寸法	数量	単位	摘　　要
本渡瀬戸航路標高測量		1	式	
水準測量				
標高測量		1	点	電子基準点を使用するものとする。
打合せ協議		2	回	
成果物				
業務完成図書作成		1	式	

６．提供資料

なし

７．業務仕様

７－１総則

（１）本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省　港湾局　令和８年３月）、「国土交通省公共測量作業規程（作業規程の準則（令和７年３月３１日 国土交通省告示 第240号））」の定めによるものとする。

なお、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、当局職員と協議し実施するものとする。

７－２水準測量

（１） 検潮所 B.M の水準測量を実施し、検潮所 B.M から検潮所の球分体、そして錘測基点（検潮器設置高）の高さ確認を行う。
なお、精度は３級水準測量とする。

７－３打合せ協議

（１）本業務の遂行にあたっては、当局職員と十分な打合せを行うものとし、事前協議１回、最終報告１ 回の計２回行うものとする。

８．成果物

８－１　成果物

業務完成図書のとりまとめ方法及び添付する資料については、当局職員と協議しなければならない。

８－２　業務完成図書

（１）「紙」による報告書は製本１部とする。なお、報告書製本の体裁は黒表紙金文字製本の A4 判とし、図面は縮小 A3 判折り込みを標準とする。

（２）管理写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づき提出しなければならない。

（３）図面は、「ＣＡＤ製図基準」に基づいて作成しなければならない。
また図面作成の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考とする。

（４）測量成果は、「測量成果電子納品要領」に基づいて作成しなければならない。また、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【測量編】を参考にする。

（５）特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。

９．その他

（１）施工にあたっては、既設構造物に損傷を与えないよう十分留意するものとする。